

兵庫県公報

平成25年7月2日 火曜日 第2505号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示

	ページ
○ 被爆者一般疾病医療機関の指定（疾病対策課）	1
○ 土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）	3
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）	4
○ 土地改良区清算人の退任の届出（同）	5
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	5
○ 県営土地改良事業計画の変更及び関係書類の縦覧（同）	5
○ 保安林の指定施業要件の変更（豊かな森づくり課）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 基本測量を実施する旨の通知（契約管理課）	7
○ 公有水面埋立免許変更認可申請に係る関係書類の縦覧（港湾課）	7
○ 風景形成基準の変更の案の縦覧（都市政策課）	13
○ 景観影響評価準備書の縦覧等（同）	14
○ 道路の位置指定（建築指導課）	14

公 告

○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	15
○ 同 上（同）	15
○ 同 上（同）	15
○ 同 上（同）	16
○ 落札者等の公示（管理課）	16

選挙管理委員会告示

○ 政治資金規正法第17条第2項の適用を受ける団体	16
---------------------------	----

告 示

兵庫県告示第944号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第19条第1項の規定により、被爆者一般疾病医療機関として次のものを指定した。

平成25年7月2日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	開 設 者	所 在 地	指 定 年 月 日
吉野脳神経外科クリニック	医療法人社団 吉野医院 理事長 吉野 英二	神戸市東灘区森南町一丁目6番2号	平成25年6月1日
かるがも薬局 甲南山手店	株式会社 メディカルかるがも 代表取締役 西垣 日出告	同 市同 区森南町1丁目13-13 シャンボールWAKAKUSA甲南山手駅前101号	同 年5月1日
阪神調剤薬局 六甲アイランド店	株式会社 阪神調剤薬局 代表取締役 岩崎 壽毅	同 市同 区向洋町中2丁目13番地 アーバンメポート2階2I号	同 年6月1日
西記念ポートアイランドリハビリテーション病院（医科）	医療法人 康雄会 理事長 西 昂	同 市中央区港島中町8丁目5-2	同 年5月1日
西記念ポートアイランドリハビリテーション病院（歯科）	同 上	同 上	同

スギ薬局 三宮旭通店	株式会社 スギ薬局 代表取締役 榊原 栄一	同 市同 区旭通四丁目1番4号 シティタワープラザ2階	平成25年5月7日
日本調剤 みなとじま薬局	日本調剤株式会社 代表取締役 三津原 博	同 市同 区港島中町4丁目6番2号	同 年6月1日
タキヤ大池薬局	タキヤ株式会社 代表取締役 石井 和正	同 市北区山田町上谷上古々山31-1	同 年4月1日
近畿調剤道場南口薬局	近畿調剤株式会社 代表取締役 北川 博崇	同 市同区道場町日下部字才谷1837番	同 年5月1日
そうごう薬局 谷上店	総合メディカル株式会社 代表取締役 田代 五男	同 市同区谷上東町5番11号	同 年6月1日
スギ薬局 板宿店	株式会社 スギ薬局 代表取締役 榊原 栄一	同 市須磨区平田町二丁目2番6号 板宿ビル1階	同 年4月1日
舞子中央薬局	株式会社 全快堂 代表取締役 柏木 悦徳	同 市垂水区西舞子2丁目14-14	同 年3月22日
医療法人社団 中神クリニック	医療法人社団 中神クリニック 理事長 中神 祐介	同 市西区狩場台3丁目9番地の17	同 年4月16日
株式会社 セラビット訪問看護ステーションリハ・リハ	株式会社 セラビット 代表取締役 大浦 由紀	同 市同区北別府1丁目3-2	平成20年4月23日
姫路聖マリア病院(医科)	社会医療法人財団 聖フランシスコ会 理事長 舞原 節子	姫路市仁豊野650番地	平成25年4月1日
駅ビル眼科 フクナガ	福永 博一	同 市駅前町188番1 ピオレ姫路6階	同 月30日
姫路聖マリア病院(歯科)	社会医療法人財団 聖フランシスコ会 理事長 舞原 節子	同 市仁豊野650番地	同 月1日
ごとう歯科医院	医療法人社団 ごとう歯科医院 理事長 後藤 康	同 市白浜町寺家二丁目1番地の2	平成25年5月1日
たずみ歯科	田隅 泰全	同 市書写644-1	同 月9日
ぼうしや調剤薬局 ピオレ店	株式会社 ぼうしや薬局 代表取締役 松岡 淳朗	同 市駅前町188-1 ピオレ姫路6F	平成25年4月30日
姫路在宅サービス訪問看護ステーション	有限会社 姫路在宅サービス 代表取締役 田和 厚美	同 市玉手4丁目108 メゾン大井川303	平成20年2月28日
姫路訪問看護リハビリステーションもものは	有限会社 もものは 代表取締役 松浦 久美子	同 市土山4丁目4番10号	平成25年5月1日
アマルネスクリニック	社会福祉法人 あかね 理事長 松本 庄蔵	尼崎市西長洲町2丁目35-1	同 年6月1日
武庫川駅前薬局	株式会社 全快堂 代表取締役 柏木 悦徳	同 市大庄西町1丁目2-1	同 年3月22日
セガミ薬局 塚口店	株式会社 ココカラファインヘルスケア 代表取締役 橋爪 薫	同 市塚口町1-15-8 いかりスーパーB1	同 年4月1日
セガミ薬局 阪神尼崎店	同 上	同 市御園町27-3 さきタワーサンクダス尼崎1階	同
タキヤ西立花薬局	タキヤ株式会社 代表取締役 石井 和正	同 市西立花町5-9-16	平成25年5月1日
金城耳鼻咽喉科クリニック	金城 東和	明石市二見町西二見駅前4丁目3番地	同
きよしクリニック	医療法人社団 きよしクリニック 理事長 西大條 清	同 市大久保町大窪249番地の1	同

さつき薬局	株式会社 メイ 代表取締役 赤澤 真理子	同 市大久保町大窪444-1	同
薬局レオファーマシー 大久保店	株式会社 アールアイエス 代表取締役 安田 敏文	同 市大久保町大久保町1312	平成25年6月1日
医療法人 幸樹会 むら まつクリニック	医療法人 幸樹会 むらまつ クリニック 理事長 村松 高樹	西宮市上葭原町5-22	同 年3月1日
みやけ内科クリニック	医療法人社団 みやけ内科ク リニック 理事長 三宅 光富	同 市神楽町11-27 ブルーノ夙川2F	同 年5月1日
医療法人社団 西岡医院 訪問看護ステーション福 寿草	医療法人社団 西岡医院 理事長 西岡 壽一	同 市樋之池町27-38	平成24年9月1日
兵庫県立淡路医療センタ ー(医科)	兵庫県知事 井戸 敏三	洲本市塩屋1丁目1番137号	平成25年5月1日
兵庫県立淡路医療センタ ー(歯科)	同 上	同 上	同
芦屋やなもとペインクリ ニック	柳本 富士雄	芦屋市船戸町4番-1 芦屋ラポルテ本 館405号	平成25年6月1日
松田眼科クリニック	松田 高明	伊丹市藤ノ木1丁目1番1-323号	同 年5月1日
やまもとクリニック泌尿 器科	医療法人社団 やまもとクリ ニック泌尿器科 理事長 山本 裕信	同 市西野1丁目81 ヴィア・ラテア西 野1階	同
タキヤ桜台東薬局	タキヤ株式会社 代表取締役 石井 和正	同 市中野北3-6-6 シエモアII	平成25年4月1日
山本光栄薬局	山本 孝江	同 市大野2丁目9番地	同 年5月1日
アイリス薬局	株式会社 全快堂 代表取締役 柏木 悦徳	赤穂市東浜町16	同 年3月22日
医療法人社団 整形外科 よしはらクリニック	医療法人社団 整形外科よし はらクリニック 理事長 良原 久浩	宝塚市安倉南1丁目17番12号	同 年5月1日
医療法人社団 大門医院	医療法人社団 大門医院 理事長 大門 勝史	同 市川面3丁目23番12号	同
さくら眼科クリニック	関山 英一	同 市栄町1-6-2 花のみちセルカ 2番館3F	同
双愛整形外科	医療法人社団 双愛整形外科 理事長 中村 博行	同 市末広町2番8号	同
財団法人 宝塚市保健福 祉サービス公社 介護老 人保健施設 ステップハ ウス宝塚	財団法人 宝塚市保健福祉サ ービス公社 理事長 橋本 博	同 市小浜4丁目5番6号	平成20年4月4日
高砂訪問看護リハビリス テーションもものは	有限会社 もものは 代表取締役 松浦 久美子	高砂市曾根町749番1号	平成25年5月1日
タキヤ能勢口薬局	タキヤ株式会社 代表取締役 石井 和正	川西市栄町10-5-104 パルティ川西 1F	同 年4月1日
宍粟訪問看護リハビリス テーションもものは	有限会社 もものは 代表取締役 松浦 久美子	宍粟市山崎町鹿沢237番5号 HTOピ ル402	同 年5月1日



兵庫県告示第945号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があつた。

平成25年 7月 2日

兵庫県知事 井戸 敏三

岩屋土地改良区

退任役員

役員の区分 氏 名 住 所

監 事	山 本 正 木	姫路市豊富町神谷921番地 1
同	大 谷 悦 郎	同 市豊富町神谷568番地 2
同	山 本 俊 彦	同 市豊富町神谷662番地



兵庫県告示第946号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成25年 7月 2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

神戸市岩岡土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	平 田 吉 晴	神戸市西区岩岡町岩岡1771番地
同	佐 野 忠 男	同 市同区岩岡町岩岡1173番地
同	安 福 文 夫	同 市同区岩岡町岩岡1455番地の 1
同	敦 見 一 雄	同 市同区岩岡町岩岡2139番地の 1
同	吉 田 爲 登	明石市大久保町谷八木123番地の 2
同	源 和 美	神戸市西区竜が岡 5 丁目 6 番地の 6
同	澤 田 恒 雄	同 市同区岩岡町西脇921番地の 1
同	碓 永 輝 雄	同 市同区岩岡町古郷886番地
同	鳥 住 德 重	同 市同区岩岡町古郷1092番地
同	木 村 淳	同 市同区岩岡町古郷1878番地
同	濱 口 正 博	同 市同区岩岡町古郷1988番地の 1
同	笹 尾 幾 治	同 市同区岩岡町野中1032番地
同	青 木 好 孝	同 市同区岩岡町野中914番地
同	稲 穂 正 義	同 市同区岩岡町野中1106番地の 1
同	吉 野 安 亮	同 市同区岩岡町野中727番地
同	寺 田 郁 雄	同 市同区岩岡町野中44番地の 1
監 事	茨 木 正 勝	同 市同区上新地 1 丁目 9 番地の 2
同	水 澤 靖 五	同 市同区岩岡町岩岡2229番地の74
同	青 木 猛	同 市同区岩岡町野中1176番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	平 田 吉 晴	神戸市西区岩岡町岩岡1771番地
同	辰 己 日 人	同 市同区岩岡町岩岡1278番地の 1
同	西 河 雅 史	同 市同区岩岡町岩岡2694番地の 3
同	敦 見 一 雄	同 市同区岩岡町岩岡2139番地の 1
同	安 福 忠 嗣	同 市同区岩岡町岩岡1521番地の 1
同	茨 木 正 勝	同 市同区上新地 1 丁目 9 番地の 2
同	澤 田 恒 雄	同 市同区岩岡町西脇921番地の 1
同	碓 氷 輝 雄	同 市同区岩岡町古郷886番地
同	鳥 住 正 清	同 市同区岩岡町古郷1082番地
同	大 橋 賢 剛	同 市同区岩岡町古郷2160番地の 3
同	田 中 初 一	同 市同区岩岡町古郷2201番地
同	立 川 一 史	同 市同区岩岡町野中978番地
同	青 木 猛	同 市同区岩岡町野中1176番地
同	稲 穂 正 義	同 市同区岩岡町野中1106番地の 1
同	吉 野 安 亮	同 市同区岩岡町野中727番地
同	寺 田 郁 雄	同 市同区岩岡町野中44番地の 1

監 事	吉 田 爲 登	明石市大久保町谷八木123番地の 2
同	源 和 美	神戸市西区竜が岡 5 丁目 6 番地の 6
同	笹 尾 幾 治	同 市同区岩岡町野中1032番地



兵庫県告示第947号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第 2 項において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土地改良区から清算人の退任の届出があった。

平成25年 7 月 2 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

岩屋土地改良区

氏 名	住 所
山 本 洋 一	姫路市豊富町神谷572番地 1
竹 川 正 三	同 市豊富町神谷1019番地
山 本 誓	同 市豊富町神谷1283番地 1
竹 川 忠 伺	同 市豊富町神谷1295番地
山 本 芳 文	同 市豊富町神谷937番地
松 本 格	同 市豊富町神谷906番地
山 本 勤	同 市豊富町神谷958番地
竹 川 啓 一	同 市豊富町神谷1296番地
山 本 俊 博	同 市豊富町神谷1597番地
山 本 正 己	同 市豊富町神谷1032番地
井 藤 力	同 市豊富町神谷999番地



兵庫県告示第948号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第 1 項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成25年 6 月20日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成25年 7 月 2 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所
地域ため池総合整備事業・震災対策農業水利施設整備事業	龍子地区	平成25年 7 月 2 日から 同 月22日まで	たつの市役所



兵庫県告示第949号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の 3 第 6 項において準用する同法第87条第 5 項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を平成25年 6 月20日に変更したので、土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

この変更計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に、神戸地方裁判所に

対し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成25年 7月 2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所
経営体育成基盤整備事業	湊里地区	平成25年 7月 2日から 同 月22日まで	南あわじ市役所 三 原 庁 舎



兵庫県告示第950号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成25年 7月 2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
朝来市和田山町竹田字朝来山1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字朝来山1（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第951号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成25年 7月 2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
朝来市山内字権現谷3082の2から3082の6まで、3082の21から3082の28まで
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字権現谷3082の2（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第952号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成25年 7月 2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
朝来市山内字権現谷3082の7、3082の9から3082の11まで、3082の29から3082の31まで、3082の33から3082の35まで
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字権現谷3082の7・3082の11（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第953号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成25年 7月 2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
基本測量（国土調査に伴う基準点測量）
- 2 作業期間
平成25年 7月24日から平成26年 3月 5日まで
- 3 作業地域
豊岡市、赤穂市、養父市、丹波市、朝来市、淡路市、多可郡多可町、神崎郡神河町及び佐用郡佐用町



兵庫県告示第954号

平成15年 1月 7日付け兵庫県指令中播（姫港）第951号で免許した、坊勢漁港内公有水面埋立てについて、公有水面埋立免許の変更許可申請があったので、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第13条ノ2第2項において準用する同法第3条第1項の規定により、次のとおり告示し、その関係書類を縦覧に供する。

平成25年 7月 2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 申請者の所在地、名称及び代表者
所在地 姫路市安田四丁目1番地
名 称 姫路市
代表者 姫路市長 石 見 利 勝
- 2 埋立区域

(i) 変更前

ア 位置

(7) 全体

姫路市家島町坊勢字坊崎697番147の地先、姫路市家島町坊勢字奈座の浜745番、744番、743番、739番、753番、738番、735番、752番、734番、732番、731番、728番、751番、727番、724番、723番、720番、719番、717番、749番、716番、713番、748番、712番に接する護岸の地先、字坊崎697番5、697番4、字奈座の浜757番に接する護岸に接する国有海浜地先、及び字奈座の浜758番、759番、760番に接する護岸の地先公有水面

(i) 第1工区

姫路市家島町坊勢字坊崎697番147の地先公有水面

(ii) 第2工区

姫路市家島町坊勢字坊崎697番147の地先、姫路市家島町坊勢字奈座の浜745番、744番、743番、739番、753番、738番、735番、752番、734番、732番、731番、728番、751番、727番、724番、723番、720番、719番、717番、749番、716番、713番、748番、712番に接する護岸の地先、字坊崎697番5、697番4、字奈座の浜757番に接する護岸に接する国有海浜地先、及び字奈座の浜758番、759番、760番に接する護岸の地先公有水面

イ 区域

(7) 全体

姫路市家島町坊勢島の坊勢港奈座奈6号防波堤灯台（北緯34度39分15秒、東経134度30分36秒）を基点とし、次の各地点のうち①の地点からRの地点までを順次に結んだ線、Rの地点とSの地点とTの地点を結ぶ平成13年の秋分の満潮位（D.L. +1.81m）における公有水面と陸地との境界線、Tの地点とUの地点を結ぶ昭和49年3月22日付け兵庫県指令港第427号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（D.L. +1.85mにより決定。）、Uの地点からWの地点までを順次に結ぶ平成13年の秋分の満潮位（D.L. +1.81m）における公有水面と陸地との境界線とWの地点とAの地点を結ぶ平成13年の秋分の満潮位（D.L. +1.81m）における公有水面と奈1号防波堤との境界線により囲まれた区域

①	地点	坊勢港奈座奈6号防波堤灯台（北緯34度39分15秒、東経134度30分36秒）から	58度48分 8秒	281.69m	の地点
②	地点	① の地点から	326度 7分 2秒	5.07m	の地点
③	地点	② の地点から	56度 7分 2秒	0.50m	の地点
④	地点	③ の地点から	11度 7分53秒	1.76m	の地点
⑤	地点	④ の地点から	101度 7分53秒	4.00m	の地点
⑥	地点	⑤ の地点から	11度 7分53秒	18.13m	の地点
⑦	地点	⑥ の地点から	281度 7分53秒	4.00m	の地点
⑧	地点	⑦ の地点から	11度 7分53秒	0.72m	の地点
⑨	地点	⑧ の地点から	326度 7分48秒	0.66m	の地点
⑩	地点	⑨ の地点から	56度 7分48秒	4.00m	の地点
⑪	地点	⑩ の地点から	326度 7分48秒	46.35m	の地点
⑫	地点	⑪ の地点から	56度 7分48秒	1.30m	の地点
⑬	地点	⑫ の地点から	326度 7分48秒	162.16m	の地点
⑭	地点	⑬ の地点から	236度 7分48秒	1.70m	の地点
K	地点	⑭ の地点から	326度 7分48秒	23.85m	の地点
⑮	地点	K の地点から	56度 7分48秒	59.20m	の地点
⑯	地点	⑮ の地点から	146度 7分48秒	1.90m	の地点
N	地点	⑯ の地点から	56度 7分48秒	58.98m	の地点
O	地点	N の地点から	326度 7分48秒	5.30m	の地点
P	地点	O の地点から	56度 7分48秒	2.42m	の地点
Q	地点	P の地点から	146度 7分48秒	3.05m	の地点
R	地点	Q の地点から	56度 7分48秒	37.81m	の地点
S	地点	R の地点から	204度59分35秒	12.37m	の地点
T	地点	S の地点から	189度 1分56秒	7.27m	の地点

U 地点	T の地点から	174度44分56秒	263.82m	の地点
V 地点	U の地点から	178度44分 8秒	7.44m	の地点
W 地点	V の地点から	171度 3分28秒	6.75m	の地点

(i) 第1工区

姫路市家島町坊勢島の坊勢港奈座奈6号防波堤灯台(北緯34度39分15秒、東経134度30分36秒)を基点とし、次の各地点のうちAEの地点からRの地点までを順次に結んだ線及びRの地点からAEの地点までを結ぶ平成13年の秋分の満潮位(D.L.+1.81m)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

AE 地点	坊勢港奈座奈6号防波堤灯台(北緯34度39分15秒、東経134度30分36秒)から			
		28度45分 6秒	510.65m	の地点
AD 地点	AE の地点から	236度 7分48秒	19.18m	の地点
AC 地点	AD の地点から	144度34分47秒	2.20m	の地点
AB 地点	AC の地点から	236度 7分48秒	11.10m	の地点
AA 地点	AB の地点から	237度 8分53秒	24.20m	の地点
Z 地点	AA の地点から	236度 7分48秒	60.00m	の地点
Y 地点	Z の地点から	146度 7分48秒	17.80m	の地点
X 地点	Y の地点から	236度 7分48秒	36.40m	の地点
K 地点	X の地点から	326度 7分48秒	23.85m	の地点
⑮ 地点	K の地点から	56度 7分48秒	59.20m	の地点
⑯ 地点	⑮ の地点から	146度 7分48秒	1.90m	の地点
N 地点	⑯ の地点から	56度 7分48秒	58.98m	の地点
O 地点	N の地点から	326度 7分48秒	5.30m	の地点
P 地点	O の地点から	56度 7分48秒	2.42m	の地点
Q 地点	P の地点から	146度 7分48秒	3.05m	の地点
R 地点	Q の地点から	56度 7分48秒	37.81m	の地点

(ii) 第2工区

姫路市家島町坊勢島の坊勢港奈座奈6号防波堤灯台(北緯34度39分15秒、東経134度30分36秒)を基点とし、次の各地点のうちAの地点からAEの地点までを順次に結んだ線、AEの地点とSの地点とTの地点を結ぶ平成13年の秋分の満潮位(D.L.+1.81m)における公有水面と陸地との境界線、Tの地点とUの地点を結ぶ昭和49年3月22日付け兵庫県指令港第427号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線(D.L.+1.85mにより決定。)、Uの地点からWの地点までを順次に結ぶ平成13年の秋分の満潮位(D.L.+1.81m)における公有水面と陸地との境界線とWの地点とAの地点を結ぶ平成13年の秋分の満潮位(D.L.+1.81m)における公有水面と奈1号防波堤との境界線により囲まれた区域

① 地点	坊勢港奈座奈6号防波堤灯台(北緯34度39分15秒、東経 134度30分36秒)から			
		58度48分 8秒	281.69m	の地点
② 地点	① の地点から	326度 7分 2秒	5.07m	の地点
③ 地点	② の地点から	56度 7分 2秒	0.50m	の地点
④ 地点	③ の地点から	11度 7分53秒	1.76m	の地点
⑤ 地点	④ の地点から	101度 7分53秒	4.00m	の地点
⑥ 地点	⑤ の地点から	11度 7分53秒	18.13m	の地点
⑦ 地点	⑥ の地点から	281度 7分53秒	4.00m	の地点
⑧ 地点	⑦ の地点から	11度 7分53秒	0.72m	の地点
⑨ 地点	⑧ の地点から	326度 7分48秒	0.66m	の地点
⑩ 地点	⑨ の地点から	56度 7分48秒	4.00m	の地点
⑪ 地点	⑩ の地点から	326度 7分48秒	46.35m	の地点
⑫ 地点	⑪ の地点から	56度 7分48秒	1.30m	の地点
⑬ 地点	⑫ の地点から	326度 7分48秒	162.16m	の地点
Y 地点	⑬ の地点から	56度 7分48秒	34.70m	の地点
Z 地点	Y の地点から	326度 7分48秒	17.80m	の地点
AA 地点	Z の地点から	56度 7分48秒	60.00m	の地点

AB 地点	AA の地点から	57度15分40秒	24. 20m	の地点
AC 地点	AB の地点から	56度 7分48秒	11. 10m	の地点
AD 地点	AC の地点から	324度34分47秒	2. 20m	の地点
AE 地点	AD の地点から	56度 7分48秒	19. 18m	の地点
S 地点	AE の地点から	175度44分37秒	3. 48m	の地点
T 地点	S の地点から	189度 1分56秒	7. 27m	の地点
U 地点	T の地点から	175度44分56秒	263. 82m	の地点
V 地点	U の地点から	178度44分 8秒	7. 44m	の地点
W 地点	V の地点から	171度 3分28秒	6. 75m	の地点

ウ 面積

(7) 全体

22,762. 59平方メートル

(4) 第1工区

1,460. 76平方メートル

(7) 第2工区

21,301. 83平方メートル

(2) 変更後

ア 位置

(7) 全体

姫路市家島町坊勢字坊崎697番147の地先、姫路市家島町坊勢字奈座の浜745番に接する護岸の地先、字奈座の浜720番、719番、717番、749番、716番、713番、748番、712番に接する護岸の地先、字坊崎697番5、697番4、字奈座の浜757番に接する護岸に接する国有海浜地先、及び字奈座の浜758番、759番、760番に接する護岸の地先公有水面

(4) 第1工区

変更なし

(7) 第2工区

【区域A】

姫路市家島町坊勢字坊崎697番147の地先、姫路市家島町坊勢字奈座の浜745番に接する護岸の地先公有水面

【区域B】

姫路市家島町坊勢字奈座の浜720番、719番、717番、749番、716番、713番、748番、712番に接する護岸の地先、字坊崎697番5、697番4、字奈座の浜757番に接する護岸に接する国有海浜地先、及び字奈座の浜758番、759番、760番に接する護岸の地先公有水面

イ 区域

(7) 全体

姫路市家島町坊勢島の坊勢港奈座奈6号防波堤灯台（北緯34度39分15秒、東経134度30分36秒）を基点とし、次の各地点のうち㊸の地点からRの地点までを順次に結んだ線、Rの地点とSの地点とTの地点を結ぶ平成13年の秋分の満潮位（D.L. +1. 81m）における公有水面と陸地との境界線、Tの地点と㊹の地点を結ぶ昭和49年3月22日付け兵庫県指令港第427号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（D.L. +1. 85mにより決定。）、㊹の地点から㊺の地点までを順次に結ぶ線及び㊺の地点と㊻の地点を結ぶ線により囲まれた区域

㊸ 地点	坊勢港奈座奈6号防波堤灯台（北緯34度39分15秒、東経134度30分36秒）から	39度41分17秒	314. 62m	の地点
㊻ 地点	㊸ の地点から	326度 7分48秒	126. 58m	の地点
㊼ 地点	㊻ の地点から	236度 7分48秒	1. 70m	の地点
K 地点	㊼ の地点から	326度 7分48秒	23. 85m	の地点
㊽ 地点	K の地点から	56度 7分48秒	59. 20m	の地点
㊾ 地点	㊽ の地点から	146度 7分48秒	1. 90m	の地点
N 地点	㊾ の地点から	56度 7分48秒	58. 98m	の地点
O 地点	N の地点から	326度 7分48秒	5. 30m	の地点

P	地点	O	の地点から	56度 7分48秒	2.42m	の地点
Q	地点	P	の地点から	146度 7分48秒	3.05m	の地点
R	地点	Q	の地点から	56度 7分48秒	37.81m	の地点
S	地点	R	の地点から	204度44分37秒	12.37m	の地点
T	地点	S	の地点から	203度34分 9秒	7.27m	の地点
㉑	地点	T	の地点から	165度 5分12秒	34.09m	の地点
㉒	地点	㉑	の地点から	283度55分39秒	17.33m	の地点
㉓	地点	㉒	の地点から	236度 7分48秒	3.26m	の地点
㉔	地点	㉓	の地点から	326度 7分48秒	3.10m	の地点
㉕	地点	㉔	の地点から	236度 7分48秒	56.72m	の地点
㉖	地点	㉕	の地点から	146度 7分48秒	3.10m	の地点
㉗	地点	㉖	の地点から	236度 7分48秒	1.62m	の地点
㉘	地点	㉗	の地点から	146度 7分48秒	0.15m	の地点
㉙	地点	㉘	の地点から	236度 7分48秒	3.10m	の地点
㉚	地点	㉙	の地点から	146度 7分48秒	102.08m	の地点
㉛	地点	㉚	の地点から	56度 7分48秒	3.10m	の地点
㉜	地点	㉛	の地点から	146度 7分48秒	2.77m	の地点
㉝	地点	㉜	の地点から	199度47分59秒	2.77m	の地点
㉞	地点	㉝	の地点から	289度47分59秒	3.10m	の地点
㉟	地点	㉞	の地点から	199度47分59秒	21.08m	の地点
㊱	地点	㉟	の地点から	109度47分59秒	3.10m	の地点
㊲	地点	㊱	の地点から	199度47分59秒	2.40m	の地点
㊳	地点	㊲	の地点から	289度47分59秒	5.30m	の地点
㊴	地点	㊳	の地点から	199度47分59秒	7.28m	の地点
㊵	地点	㊴	の地点から	109度47分59秒	5.30m	の地点
㊶	地点	㊵	の地点から	199度47分59秒	2.47m	の地点
㊷	地点	㊶	の地点から	236度 7分48秒	2.98m	の地点
㊸	地点	㊷	の地点から	326度 7分48秒	5.30m	の地点

姫路市家島町坊勢島の坊勢港奈座奈6号防波堤灯台（北緯34度39分15秒、東経134度30分36秒）を基点とし、次の各地点のうち①の地点から㊸の地点までを順次に結んだ線、㊸の地点とUの地点を結ぶ昭和49年3月22日付け兵庫県指令港第427号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（D.L. + 1.85mにより決定。）、Uの地点からWの地点までを順次に結ぶ平成13年の秋分の満潮位（D.L. + 1.81m）における公有水面と陸地との境界線及びWの地点と①の地点を結ぶ平成13年の秋分の満潮位（D.L. + 1.81m）における公有水面と奈1号防波堤との境界線により囲まれた区域

①	地点	坊勢港奈座奈6号防波堤灯台（北緯34度39分15秒、東経134度30分36秒）から				
				58度48分 8秒	281.69m	の地点
②	地点	①	の地点から	326度 7分 2秒	5.07m	の地点
③	地点	②	の地点から	56度 7分 2秒	0.50m	の地点
④	地点	③	の地点から	11度 7分53秒	1.76m	の地点
⑤	地点	④	の地点から	101度 7分53秒	4.00m	の地点
⑥	地点	⑤	の地点から	11度 7分53秒	18.13m	の地点
⑦	地点	⑥	の地点から	281度 7分53秒	4.00m	の地点
⑧	地点	⑦	の地点から	11度 7分53秒	0.72m	の地点
⑨	地点	⑧	の地点から	326度 7分48秒	0.66m	の地点
⑩	地点	⑨	の地点から	56度 7分48秒	4.00m	の地点
㊵	地点	⑩	の地点から	326度 7分48秒	42.63m	の地点
㊶	地点	㊵	の地点から	56度 7分48秒	48.00m	の地点
㊷	地点	㊶	の地点から	326度 7分48秒	4.00m	の地点
㊸	地点	㊷	の地点から	56度 7分48秒	9.99m	の地点
U	地点	㊸	の地点から	186度12分22秒	71.30m	の地点

V 地点	U の地点から	178度44分 8秒	7.44m	の地点
W 地点	V の地点から	171度 3分28秒	6.75m	の地点

(f) 第1工区

変更なし

(g) 第2工区

【区域A】

姫路市家島町坊勢島の坊勢港奈座奈6号防波堤灯台（北緯34度39分15秒、東経134度30分36秒）を基点とし、次の各地点のうち㊸の地点からAEの地点までを順次に結んだ線、AEの地点とSの地点とTの地点を結ぶ平成13年の秋分の満潮位（D.L. +1.81m）における公有水面と陸地との境界線、Tの地点と㊹の地点を結ぶ昭和49年3月22日付け兵庫県指令港第427号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（D.L. +1.85mにより決定。）、㊹の地点から㊺の地点までを順次に結ぶ線及び㊻の地点と㊼の地点を結ぶ線により囲まれた区域

㊸ 地点 坊勢港奈座奈6号防波堤灯台（北緯34度39分15秒、東経134度30分36秒）から
39度41分17秒 314.62m の地点

㊩ 地点 ㊸ の地点から 326度 7分48秒 126.58m の地点

Y 地点 ㊩ の地点から 56度 7分48秒 34.70m の地点

Z 地点 Y の地点から 326度 7分48秒 17.80m の地点

AA 地点 Z の地点から 56度 7分48秒 60.00m の地点

AB 地点 AA の地点から 57度15分40秒 24.20m の地点

AC 地点 AB の地点から 56度 7分48秒 11.10m の地点

AD 地点 AC の地点から 324度34分47秒 2.20m の地点

AE 地点 AD の地点から 56度 7分48秒 19.18m の地点

S 地点 AE の地点から 204度44分37秒 3.48m の地点

T 地点 S の地点から 203度34分 9秒 7.27m の地点

㊹ 地点 T の地点から 165度 5分12秒 34.09m の地点

㊺ 地点 ㊹ の地点から 283度55分39秒 17.33m の地点

㊻ 地点 ㊺ の地点から 236度 7分48秒 3.26m の地点

㊼ 地点 ㊻ の地点から 326度 7分48秒 3.10m の地点

㊽ 地点 ㊼ の地点から 236度 7分48秒 56.72m の地点

㊾ 地点 ㊽ の地点から 146度 7分48秒 3.10m の地点

㊿ 地点 ㊾ の地点から 236度 7分48秒 1.62m の地点

㊻ 地点 ㊿ の地点から 146度 7分48秒 0.15m の地点

㊼ 地点 ㊻ の地点から 236度 7分48秒 3.10m の地点

㊽ 地点 ㊼ の地点から 146度 7分48秒 102.08m の地点

㊾ 地点 ㊽ の地点から 56度 7分48秒 3.10m の地点

㊿ 地点 ㊾ の地点から 146度 7分48秒 2.77m の地点

㊻ 地点 ㊿ の地点から 199度47分59秒 2.77m の地点

㊼ 地点 ㊻ の地点から 289度47分59秒 3.10m の地点

㊽ 地点 ㊼ の地点から 199度47分59秒 21.08m の地点

㊾ 地点 ㊽ の地点から 109度47分59秒 3.10m の地点

㊿ 地点 ㊾ の地点から 199度47分59秒 2.40m の地点

㊻ 地点 ㊿ の地点から 289度47分59秒 5.30m の地点

㊼ 地点 ㊻ の地点から 199度47分59秒 7.28m の地点

㊽ 地点 ㊼ の地点から 109度47分59秒 5.30m の地点

㊾ 地点 ㊽ の地点から 199度47分59秒 2.47m の地点

㊿ 地点 ㊾ の地点から 236度 7分48秒 2.98m の地点

㊻ 地点 ㊿ の地点から 326度 7分48秒 5.30m の地点

【区域B】

姫路市家島町坊勢島の坊勢港奈座奈6号防波堤灯台（北緯34度39分15秒、東経134度30分36秒）を基点とし、次の各地点のうち㊿の地点から㊻の地点までを順次に結んだ線、㊻の地点とUの地点を結ぶ

昭和49年 3月22日付け兵庫県指令港第427号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線 (D. L. + 1. 85mにより決定。)、Uの地点からWの地点までを順次に結ぶ平成13年の秋分の満潮位 (D. L. +1. 81 m)における公有水面と陸地との境界線及びWの地点と①の地点を結ぶ平成13年の秋分の満潮位(D. L. +1. 81m) における公有水面と奈 1号防波堤との境界線により囲まれた区域

①	地点	坊勢港奈座奈 6号防波堤灯台 (北緯34度39分15秒、東経134度30分36秒) から	58度48分 8秒	281. 69m	の地点
②	地点	① の地点から	326度 7分 2秒	5. 07m	の地点
③	地点	② の地点から	56度 7分 2秒	0. 50m	の地点
④	地点	③ の地点から	11度 7分53秒	1. 76m	の地点
⑤	地点	④ の地点から	101度 7分53秒	4. 00m	の地点
⑥	地点	⑤ の地点から	11度 7分53秒	18. 13m	の地点
⑦	地点	⑥ の地点から	281度 7分53秒	4. 00m	の地点
⑧	地点	⑦ の地点から	11度 7分53秒	0. 72m	の地点
⑨	地点	⑧ の地点から	326度 7分48秒	0. 66m	の地点
⑩	地点	⑨ の地点から	56度 7分48秒	4. 00m	の地点
④⑤	地点	⑩ の地点から	326度 7分48秒	42. 63m	の地点
④⑥	地点	④⑤ の地点から	56度 7分48秒	48. 00m	の地点
④⑦	地点	④⑥ の地点から	326度 7分48秒	4. 00m	の地点
④⑧	地点	④⑦ の地点から	56度 7分48秒	9. 99m	の地点
U	地点	④⑧ の地点から	186度12分22秒	71. 30m	の地点
V	地点	U の地点から	178度44分 8秒	7. 44m	の地点
W	地点	V の地点から	171度 3分28秒	6. 75m	の地点

ウ 面積

- (7) 全体
11, 795. 53平方メートル
- (4) 第 1 工区
変更なし
- (7) 第 2 工区
10, 334. 77平方メートル

3 埋立地の用途

- (1) 変更前
漁港施設用地及び漁村再開発施設用地
- (2) 変更後
漁港施設用地

4 申請年月日

平成25年 2月 7日

5 縦覧の期間及び場所

平成25年 7月 2日から 3週間

関係図書は、兵庫県中播磨県民局姫路港管理事務所及び姫路市役所 (水産漁港課及び水産漁港課坊勢事務所) において縦覧に供する。



兵庫県告示第955号

景観の形成等に関する条例 (昭和60年兵庫県条例第17号) 第16条第 3 項において準用する同条例第 8 条第 4 項の規定により、次の風景形成基準の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この風景形成地域の住民及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに、この変更案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

平成25年 7月 2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 風景形成地域の名称

- (1) 円山川下流地域
- (2) 西播磨海岸地域
- (3) 但馬海岸地域

2 風景形成基準の案の縦覧場所

- (1) 円山川下流地域

兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課、同土木事務所まちづくり建築第2課及び養父市まち整備部土地利用未来課

- (2) 西播磨海岸地域

兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課、西播磨県民局光都土木事務所まちづくり建築課、相生市建設経済部都市整備課及びたつの市都市建設部町並み対策課

- (3) 但馬海岸地域

兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課、香美町建設部建設課及び新温泉町建設課

3 縦覧期間

平成25年 7 月 2 日から同月16日まで



兵庫県告示第956号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2の7の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

平成25年 7 月 2 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

名称 株式会社延田エンタープライズ

代表者の氏名 延 田 久 式 生

住所 大阪府八尾市北本町1丁目2番5号

2 特定建築物等の名称及び所在地

名称 (仮称) 1 2 3 三木店

所在地 三木市別所町小林657番7他14筆

3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課

縦覧期間 平成25年 7 月 2 日から同月15日まで

4 住民意見書の提出期間及び提出先

提出期間 平成25年 7 月 2 日から同月15日まで

提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課



兵庫県告示第957号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、西播磨県民局光都土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成25年 7 月 2 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H25西播位置 0002号	25. 6. 17	宍粟市山崎町横須字前田96番1の一部	5. 00	22. 95

公 告

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成25年 7月 2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
高砂市緑丘2丁目80番1、81番2、270番1、270番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
加古川市西神吉町宮前821番地の101
株式会社シンメン不動産 代表取締役 新 免 博 昭
- 3 許可年月日及び許可番号
平成25年 2月 1日
兵庫県指令東播（加土）（建）第1－26号（24高砂）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成25年 7月 2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
相生市双葉一丁目6番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
姫路市五軒邸二丁目48番地
日正不動産株式会社 代表取締役 春 名 鴻 幟
- 3 許可年月日及び許可番号
平成25年 2月 6日
兵庫県指令西播（光土）（建）第1－30号（24相生）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成25年 7月 2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
赤穂市黒崎町133番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
姫路市飾磨区都倉一丁目30番地
オーエイハウジング有限公司 代表取締役 横 山 英 人
- 3 許可年月日及び許可番号
平成25年 2月 6日

兵庫県指令西播（光土）（建）第 1－31号（24赤穂）



都市計画法第36条第 3 項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成25年 7 月 2 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
加古郡播磨町北本荘 2 丁目524番 2、524番 3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
高砂市米田町島 2 番地
株式会社ユニゾン 代表取締役 伊 藤 正 裕
- 3 許可年月日及び許可番号
平成25年 3 月14日
兵庫県指令東播（加土）（建）第 1－31号（24播磨）



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成25年 7 月 2 日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
参議院議員通常選挙投票用紙（一般用ほか） 9,196,000枚
兵庫県知事選挙投票用紙（一般用ほか） 4,598,000枚
兵庫県議会議員補欠選挙投票用紙（一般用ほか） 185,650枚
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号
- 3 落札者を決定した日
平成25年 5 月30日
- 4 落札者の名称及び住所
丸山印刷株式会社神戸営業部 神戸市中央区八幡通 1 丁目 1 番12号
- 5 落札金額
32,395,746円（税込）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成25年 4 月26日

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第35号

次の団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第 2 項の規定により、平成25年 6 月 1 日以降、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第 3 項の規定に基づき告示する。

平成25年 7 月 2 日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 武 田 丈 蔵

その他の政治団体

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地
市来ばん子サポーターズ	市 来 伴 子	中 俊 雄	尼崎市尾浜町1丁目28-24